

「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」への対応状況

○7月以降順次取り組みを開始し、8月下旬までに一通り対応

「今後の対応策」（調査報告書）

対応状況（令和7年9月現在）

①審査書類等の丁寧な記載

- ・審査書類の改善（丁寧な記載、機構職員による等級に関する記載の廃止等）
- ・不利益処分等の理由付記文書の改善
- ・認定事例の作成、考慮要素の徹底



- ・職員が作成する事前確認票について、職員による等級に関する記載を廃止。考慮要素の抜粋など客観的な事実のみを記載＜7年8月～＞
- ・認定調書は、不支給となる場合など、理由を丁寧に記載するよう、認定医に周知＜7年8月～＞
- ・理由付記文書は、より丁寧な記載とし、ルールを整備＜7年8月～＞
- ・認定事例は、判断のポイントなどを付した具体的な事例を作成し、職員と認定医に周知＜7年7月～＞

②認定プロセスの客観性・公平性の確保

- ・複数認定医による審査の拡大
- ・担当認定医の無作為での決定
- ・認定医に関する文書の廃止
- ・障害認定審査委員会の活用（福祉職等の外部の者の参画など）



- ・全ての不支給事案について、複数認定医による審査を開始＜7年8月～＞
- ・新規請求について、審査をしない別の部署が無作為に認定医を決定する方式を導入＜7年7月～＞
- ・認定医に関する文書を廃止＜7年7月～＞
- ・障害認定審査委員会に福祉職の委員を追加＜7年8月の委員会から運用開始＞

③障害年金センターの審査体制の見直し

- ・405人【障害年金センター】
- ・9人【日本年金機構 本部 障害年金G】



- ・444人【障害年金センター】＜7年10月～＞
- ・13人【日本年金機構 本部 障害年金G】＜7年10月～＞

※この他、日本年金機構のホームページにおいて、障害年金の認定状況に関する調査報告書やその取組状況を紹介するページを開設（7年7月～）

1. 点検の概要

- 調査報告書を踏まえ、令和6年度以降の精神障害等の不支給等事案について、認定基準等に則り、適切な判定が行われているかどうかを点検。
- 具体的には、令和6年度の精神障害等の不支給事案について、年内に優先的に実施。

	種類	件数
不支給事案（※1） （令和6年度）	精神障害	約10,200件
	その他の疾患による障害（※2）	約800件
合計		約11,000件

（参考）全体の決定件数
 ・全障害：約150,000件
 ・精神障害：約99,000件

（※1）審査請求事案を除く

（※2）「その他の疾患による障害」とは、慢性疲労症候群、線維筋痛症等

- 同様に、令和7年度の不支給事案についても、認定プロセス見直し前の4月～8月分の点検を実施。
- さらに、精神障害に係る「支給事案」についても、「目安（※3）」より下位の等級に認定され支給されている事案や「目安」が2つの等級にまたがり下位等級に認定され支給されている事案（参考：令和6年度約25,000件）について、その後順次、同様に点検を行う。

（※3）ガイドラインにより診断書の記載項目から導き出される障害等級の目安

2. 点検体制

- 障害年金センターの常勤医師等（高度専門職及び認定医）
高度専門職 1名、認定医 5名
 - 点検準備、集計業務等
職員 5名
- ▶
- 10月から以下の体制を強化
 ・高度専門職 +1名、認定医 +3名
 ・職員 +3名

3. 点検状況

- 現在、令和6年度の精神障害の不支給事案の点検について、令和6年7月原処分まで点検済み。
点検の結果、支給となる事案については、順次、対象となる方へ支給決定文書等を発送。

	点検済件数（R6.7原処分まで）	支給となる件数
令和7年9月19日現在	2,895件	124件（約4.3%）（※4）

- また、今後、年度内にかけて月2,000件程度のペースで点検を進め、その進捗状況は、毎月公表する。

（※4）調査報告書においては、令和7年3月時点で認定医の審査過程で不支給と見込まれた審査中の1,155件について、5月23日時点で確認を終えたものは903件、そのうち10.4%の94件が支給決定となったとされている（その後、1,155件全ての確認を終え、8.7%の101件が支給決定となった）。この確認は、目安どおりに不支給となる事案等が含まれていないなど、不支給となる事案全体を対象としたものではないため、上記の数字と単純に比較できない。

- 当初の処分で不支給とした事案に関して、今回の点検において、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」の「総合評価の際に考慮すべき要素」等も踏まえ、**上位等級（２級など）と捉えられる要素をより重視することが適当と判断したものについては、当初の処分を取り消し、新たに支給決定することとした。**
※障害認定は、個々の診断書や申立書等の内容を踏まえ、総合的に評価しており、下記に記載した要素のみで判断しているものではない。

<病状や状態像の観点>

（精神障害）

- 当初は、**症状の発現状況**（陰性症状の有無、躁状態とうつ状態の期間、頻度等）を踏まえた日常生活の制限の程度を評価した。点検では、**症状の経過や予後の見通し**（療養が長期に渡っている、予後が悪い等）を踏まえた日常生活への影響をさらに重視した。

（知的障害）

- 当初は、**援助の必要度**（慣れた環境下での状況、習慣的な動作が自立している等）を踏まえた日常生活の制限の程度を評価した。点検では、**様々な環境を踏まえた援助の必要性**（不慣れた環境下での状況、家庭内や職場内での支援状況等）をさらに重視した。

（発達障害）

- 当初は、**日常生活能力**（家事、金銭管理、清潔保持等）や**就労意欲**を評価した。点検では、**対人関係や意思疎通を踏まえた援助の必要性**をさらに重視した。

<療養状況の観点>

- 当初は、**現在の病状**や**病状の改善状況**を踏まえた日常生活能力を評価した。点検では**入院歴**（期間、頻度、状態が不安定かどうか等）、**薬物治療の内容等**（種類・量・期間）をさらに重視した。

<生活環境の観点>

- 当初は、**独居や福祉サービスの利用の有無**などを踏まえた日常生活能力を評価した。点検では、その**背景の状況**（対人不信、対人恐怖、社会性の欠如、周囲の援助、IQ等）をさらに重視した。

<就労状況の観点>

- 当初は、**就労状況**などを踏まえた日常生活能力を評価した。点検では、**仕事の内容**（単純作業の繰り返し、家業の手伝い等）、**就労実態**（配慮、勤務日数、職場での意思疎通等）、**日常生活への影響**（就労の疲労により日常生活で声かけが必要等）をさらに重視した。

(参考) 事前確認票の改正イメージ

【改正のポイント】

- ・ 職員による等級に関する記載を廃止
- ・ 「職員特記事項」欄は、考慮要素の抜粋など、認定医の判断に資する客観的な事実のみを記載する方向で見直し。

< 改正前 >

< 改正後 >

請求者氏名 区分 症状固定 固定日 ()	傷病名 基礎年金番号 ICD10コード 2次要確認	上段等 二次相当 一次相当
目安シート 等級	考慮すべき要素	事前確認結果
1級	6 診断書 (〇イ) (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	1級 2級 3級 障害手当 3級特留 事前確認保留 (理由)
1級又は2級	診断書 () 病歴申立書 () その他 ()	〇イ 〇ウ 〇イ 〇
2級	診断書 () 病歴申立書 () その他 ()	
2級又は3級	診断書 () 病歴申立書 () その他 ()	
3級	診断書 () 病歴申立書 () その他 ()	
3級又は3級非該当	診断書 () 病歴申立書 () その他 ()	
3級非該当	診断書 () 病歴申立書 () その他 ()	
目安外	診断書 () 病歴申立書 () その他 ()	

請求者氏名 区分 症状固定 固定日 ()	傷病名 基礎年金番号 ICD10コード	上段等 二次相当 一次相当
目安シート 等級	考慮すべき要素	考慮すべき要素等に関する連絡事項
1級	6 診断書 (〇イ) (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	全般的に大きな問題はないがうつ状態が悪化した時には交流が乏しくなる。
1級又は2級	20 診断書 (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	気分が動揺の問題・・・生活全般を離脱した元夫に援助してもらっている。
2級	39 診断書 (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	仕事の頻度不定日「気分が動揺で店を休むこともあり、安定していない」(診断書) 等、通勤時間(片道)2分、出勤日数が「請求日の前月5日 - 請求日の前々月15日」(病歴申立書)
2級又は3級	認定基準 診断書 (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	4傷病ですが、③欄に記載がありません。
3級	その他 診断書 (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	診断書上は「同居者無」ですが、病歴申立書では「子供3人世話も十分にできていない」との記載があります。
3級又は3級非該当	その他 診断書 (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	
3級非該当	その他 診断書 (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	
目安外	その他 診断書 (〇イ) 病歴申立書 (〇イ) その他 ()	

(参考) 認定調書の改正イメージ

【改正のポイント】

○等級の判断理由については、不支給となる場合など、判断の理由や参考とした要素等を丁寧に記載。

<改正前>

<改正後>

認定調書		障害厚生年金（新規裁定）		基礎年金 番号 請求者氏 名		年金事 務所 番号 請求者氏 名		年金事 務所 番号 請求者氏 名		グループ 長 グループ長代 理	
傷病名 ア. 統合失調症 イ.		病名区 分		請求事 由		診断書 種別		医療専門 役		認定医	
初診日		(歳)		請求日		審査日		令和 年 月 日		認定日	
付記 1 申立		付記 2		障害認定日		請求日		審査日		認定日	
区分		人工 臓器 等		未経過		障害認定 日		請求日		認定日	
現症日		(初2)基 準傷病		障害認定 日		請求日		認定日		認定日	
【事務連 絡】		認定日		請求日		有 ・ 無		【有の場 合】		認定日	
受給 権発 生日		認定日		請求日		有 ・ 無		【有の場 合】		認定日	
傷病コード		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		12 13 14 15 16 17 18 19 20 21		22 23 24		25 26 27 28		29 30	
診断書コー ド		1. 永久固定		2. 呼吸器		3. 循環器		4. 聴力・口腔・言語		5. 眼	
		8. 腎・肝・糖		9. 血液・造血器・その他							

認定調書		障害厚生年金（新規裁定）		基礎年金 番号 請求者氏 名		年金事 務所 番号 請求者氏 名		年金事 務所 番号 請求者氏 名		グループ 長 グループ長代 理	
傷病名 ア. 統合失調症 イ.		病名区 分		請求事 由		診断書 種別		医療専門 役		認定医	
初診日		(歳)		請求日		審査日		令和 年 月 日		認定日	
付記 1 申立		付記 2		障害認定日		請求日		審査日		認定日	
区分		人工 臓器 等		未経過		障害認定 日		請求日		認定日	
現症日		(初2)基 準傷病		障害認定 日		請求日		認定日		認定日	
【事務連 絡】		認定日		請求日		有 ・ 無		【有の場 合】		認定日	
受給 権発 生日		認定日		請求日		有 ・ 無		【有の場 合】		認定日	
傷病コード		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11		12 13 14 15 16 17 18 19 20 21		22 23 24		25 26 27 28		29 30	
診断書コー ド		1. 永久固定		2. 呼吸器		3. 循環器		4. 聴力・口腔・言語		5. 眼	
		8. 腎・肝・糖		9. 血液・造血器・その他							

(記載例)

陽性症状はあるものの、意思疎通も大きな問題はなく日常生活を送れている。保護的环境下での軽作業は可能で、なんとか就労。総合的に勘案した結果、2級の日常生活に著しい制限があるとまでは認められず、3級に該当と判断。

<参考>

- ・診断書⑩イ欄「・・・」（3G）、診断書⑩ウ1（イ）欄「・・・」とあり、日常生活に著しい制限があるとまでは言えない。（3G）（要素3）
- ・診断書⑩エ欄「・・・」とあり、支援がなく就労している。（3G・非）（要素32）
- ・診断書⑪欄「保護的环境下での軽作業可能。」とあり、労働が制限を受けるものであることが窺われる。（3G）（要素32）

	記載欄
1級	
2級	目安
3級	目安、診⑩イ、⑩ウ1（イ）、⑩エ、⑪
非	診⑩エ

※認定医の負担を考慮し、<参考>欄は認定医から聴取した内容を職員が清書するなど、運用の簡素化を図る